

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 幼稚園 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第四項に規定する幼稚園をいう。

二 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。

三 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。

四 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。

五 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業であつて、次のイからハマでに掲げるものをいう。

イ 小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十七条に規定する小規模保育事

業A型をいう。)

ロ 小規模保育事業B型(家庭的保育事業等設備運営基準第二十七条に規定する小規模保育事業B型をいう。)

ハ 小規模保育事業C型(家庭的保育事業等設備運営基準第二十七条に規定する小規模保育事業C型をいう。)

六 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業であつて、次のイからハまでに掲げるものをいう。

イ 小規模型事業所内保育事業A型(小規模型事業所内保育事業(家庭的保育事業等設備運営基準第四十七条に規定する小規模型事業所内保育事業をいう。ロにおいて同じ。)のうち、保育従事者が全て保育士(当該事業に係る事業所が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。)であるものをいう。)

ロ 小規模型事業所内保育事業B型(小規模型事業所内保育事業のうち、小規模型事業所内保育事業A

型を除いたものをいう。）

ハ 保育所型事業所内保育事業（家庭的保育事業等設備運営基準第四十三条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。）

七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。

八 教育・保育給付認定子ども 法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

九 地域区分 別表第一の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ教育・保育給付認定子どもの利用に係る施設等（第一号から第七号までに掲げる施設又は事業に係る事業所をいう。以下同じ。）が所在する同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の下欄に掲げる地域をいう。

十 認定区分 次のイからハまでに該当する区分をいう。

イ 一号 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定（法第二十条の規定による認定をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 二号 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定

ハ 三号 法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定

十一年齢区分 次のイからニまでに掲げる者に該当する区分をいう。

イ 四歳以上児 満四歳から小学校就学の始期に達するまでの者

ロ 三歳児

ハ 一、二歳児

ニ 乳児 満一歳に満たない者

十二 公定価格 当該教育・保育給付認定子どもについて、第二条から第十四条までの規定により基本部分（第十五号に規定する基本部分をいう。）、基本加算部分（第十六号に規定する基本加算部分をいう。次号において同じ。）、加減調整部分（第三十号に規定する加減調整部分をいう。）、乗除調整部分（第三十一号に規定する乗除調整部分をいう。）及び特定加算部分（第三十二号に規定する特定加算部分をいう。）を基に算出する額とする。

十三 月額調整 当該教育・保育給付認定子どもに適用される年齢区分が年度の途中において変わった場合に、当該年度内に限り適用する基本分単価（次号に規定する基本分単価をいう。）又は基本加算部分の単価の区分をいう。

十四 基本分単価 事務費及び事業費を基に別表第二及び別表第三の各区分に応じて定める単価をいう。

十五 基本部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じた基本分単価（月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）をいう。

十六 基本加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて第二十一号から第二十八号の二まで、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十一号の二まで、第五十六号、第五十九号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号に掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。

十七 基礎分 当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行った場合に、次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数	割 合
一年未満	二%
一年以上二年未満	三%

二年以上三年未満	四%
三年以上四年未満	五%
四年以上五年未満	六%
五年以上六年未満	七%
六年以上七年未満	八%
七年以上八年未満	九%
八年以上九年未満	十%
九年以上十年未満	十一%
十年以上	十二%

十八 賃金改善分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じて加算されるものとして下欄に掲げる割合及び別表第二又は別表第三に規定する割合を合わせたものをいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数	割 合
-------------------------	-----

十一年未満	六%
十一年以上	七%

十九 削除

二十 加算率 当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分及び別表第二又は別表第三に規定する割合に応じ、当該施設等に該当する基礎分及び賃金改善分を合わせたものをいう。

二十一 処遇改善等加算 当該施設等における職員の平均経験年数及び賃金改善の取組を踏まえた加算率により加算されるもの（別表第二及び別表第三において「区分一及び区分二」という。）並びに当該施設等において技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるもの（別表第二及び別表第三において「区分三」という。）をいう。

二十二 副園長・教頭配置加算 当該施設等において、副園長又は教頭を配置する場合に加算されるものをいう。

二十三 三歳児配置改善加算 当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は

当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第五十九号を除き、以下同じ。）等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

二十三の二 四歳以上児配置改善加算 当該施設等（第二十五号に規定するチーム保育加配加算又は第五十一号の二に規定するチーム保育推進加算を算定している施設等を除く。）において、四歳以上児二十五人につき、教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

二十三の三 一歳児配置改善加算 職場環境改善を進めている当該施設等において、一歳児五人につき、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

二十四 満三歳児対応加配加算 当該施設等において、満三歳児（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が二歳である者）六人につき、担当する教員、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

二十四の二 講師配置加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が三十五人以下又は百二十一人以上の場合であって、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

二十五 チーム保育加配加算 当該施設等において、チーム保育を担当する教員、保育士等を配置する場合に、年齢別配置基準（第二十九号に規定する年齢別配置基準をいう。）等を超えて配置する加配人数（次の表の上欄に掲げる当該施設等の利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する教員、保育士等の数をいう。）に応じて加算されるものをいう。

当該施設等の利用定員	上限人数
四十五人以下	一人
四十六人以上百五十人以下	二人
百五十一人以上二百四十人以下	三人
二百四十一人以上二百七十人以下	三・五人
二百七十一人以上三百人以下	五人
三百人以上四百五十人以下	六人
四百五十一人以上	八人

二十六 通園送迎加算 当該施設等において、通園送迎を行う場合に加算されるものをいう。

二十七 給食実施加算 当該施設等において、法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもについて給食を実施する場合に、週当たりの給食の実施日数に応じて加算されるものをいう。

二十八 外部監査費加算 当該施設等において、会計監査人による外部監査を実施した場合に加算されるものをいう。

二十八の二 副食費徴収免除加算 当該施設等において、給食を実施する際、副食費の徴収が免除されることについて、市町村から教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設等に対する通知がなされた教育・保育給付認定子どもがいる場合に加算されるものをいう。

二十九 年齢別配置基準 当該施設等の区分に応じて適用される法第三十四条第一項に規定する教育・保育施設の認可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における教育・保育給付認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。

三十 加減調整部分 当該施設等において、年齢別配置基準を下回っている等の事情がある場合に、別表

第二及び別表第三の各区分に応じて基本部分及び基本加算部分を加減調整するものをいう。

三十一 乗除調整部分 当該施設等において、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どもの数が当該施設等の定員を恒常的に超過している場合に、別表第二及び別表第三の各区分に応じて基本分単価及び基本加算部分を乗除調整するものをいう。

三十二 特定加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて次号から第四十三号まで、第五十三号から第五十五号まで並びに第六十七号及び第六十八号に掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。

三十三 主幹教諭等専任加算 当該施設等において、事業の取組状況に応じて主幹教諭等を指導計画の立案の業務に専任することができるよう、代替教員を配置する場合に加算されるものをいう。

三十四 子育て支援活動費加算 当該施設等において、事業の取組状況に応じて専任化した主幹教諭等が保護者又は地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に取り組む場合に加算されるものをいう。

三十五 療育支援加算 当該施設等が次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ 障害児を受け入れていること。

ロ 主幹教諭等を専任化させ、又は理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に三年以上従事した経験を有する者をいい、当該施設等において受け入れる障害児が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する医療的ケア児である場合にあつては看護師及び准看護師を含む。）を配置し、若しくは嘱託すること。

ハ 当該施設等の子どもの療育支援等に取り組むこと。

三十五の二 事務職員配置加算 当該施設等において、その利用定員九十一人以上の場合であつて、事務職員を配置する場合に加算されるものをいう。

三十五の三 指導充実加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲

げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）二百七十一人以上の場合であつて、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

三十五の四 事務負担対応加配加算 当該施設等において、その利用定員二百七十一人以上の場合であつて、事務職員を配置する場合に加算されるものをいう。

三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、次に掲げる当該施設等の所在する地域の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

イ 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）

ロ 二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

ハ 三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）

ニ 四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）

ホ その他地域（イからニまでに掲げる地域以外の地域をいう。）

三十七 施設関係者評価加算 当該施設等において、施設等の関係者（当該施設等の職員を除く。）によ

る評価を実施し、その結果を公表する場合に加算されるものをいう。

三十八 除雪費加算 当該施設等が特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地域をいう。）に所在する場合に加算されるものをいう。

三十九 降灰除去費加算 当該施設等が降灰防除地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二十三条第一項に規定する降灰防除地域をいう。）に所在する場合に加算されるものをいう。

四十 施設機能強化推進費加算 当該施設等において、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算されるものをいう。

四十一 小学校接続加算 当該施設等において、小学校との連携及び接続に係る取組を行う場合に加算されるものをいう。

四十二 栄養管理加算 当該施設等において、栄養士又は管理栄養士を活用して給食を実施する場合に加算されるものをいう。

四十三 第三者評価受審加算 当該施設等において、第三者評価を受け、その結果を公表する場合に加算されるものをいう。

四十四 保育必要量区分 次のイ及びロに掲げるものをいう。

イ 保育標準時間認定 一月当たり平均二百七十五時間まで（一日当たり十一時間までに限る。）の区

分として、保育必要量の認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）

第四条第一項の規定に基づく認定をいう。ロにおいて同じ。）を受けたものをいう。

ロ 保育短時間認定 一月当たり平均二百時間まで（一日当たり八時間までに限る。）の区分として、

保育必要量の認定を受けたものをいう。

四十五 削除

四十六 休日保育加算 当該施設等（休日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。）を含めて、年間を通じて開所する施設等（複数の施設等との共同により年間を通じて開所する施設等を含む。）として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から確認を受けたものに限る。）において、休日保育を実施する場合に、当該休日保育の年間延べ利用数の規模に応じて加算されるものをいう。

四十七 夜間保育加算 当該施設等（夜間に保育を行う施設等として市町村から確認を受けたものに限る。

）が夜間に保育を実施している場合に、加算されるものをいう。

四十八 都市部 当該地域における人口密度が一平方キロメートル当たり千人以上の地域をいう。

四十九 標準部 都市部以外の地域をいう。

五十 減価償却費加算 施設整備費補助金を受けない施設等のうち、自己所有の建物を保有するものに対して、加算されるものをいう。

五十一 賃借料加算 次の表に掲げる地域（次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域をいう。）において、当該施設等が賃貸物件である場合に加算されるものをいう。

区分	地 域			
a 地域	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県			
b 地域	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県			
c 地域	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県			
d 地域	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜			

県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、
宮崎県、鹿児島県

五十一の二 チーム保育推進加算 当施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均経験年数が十二年以上である場合に、加配人数（次の表の上欄に掲げる当施設等の利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限人数の範囲内で配置する保育士の数をいう。）に応じて、加算されるものをいう。

当施設等の利用定員		上限人数
百二十人以下		一人
百二十人以上		二人

五十二 分園 児童福祉法第三十五条第四項の規定により保育所の設置認可を受けている者が、当該保育所と同等の機能を有するものとして設置するもの等をいう。

五十三 主任保育士専任加算 当施設等において、事業の取組状況に応じて主任保育士を保育計画の立案並びに保護者からの育児相談及び地域の子育て支援活動に専任することができるよう、代替保育士を

配置する場合に加算されるものをいう。

五十四 事務職員雇上費加算 一時預かり事業等のうちいずれかの事業を行う当該施設等において、事務職員を配置する場合に、加算されるものをいう。

五十五 高齢者等活躍促進加算 当該施設等において、高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して教育・保育給付認定子どもの処遇の向上を図り、かつ、一時預かり事業等の複数事業を行う場合に加算されるものをいう。

五十六 学級編制調整加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）三十一人以上三百人以下の場合であつて、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

五十七 認可施設 幼稚園、保育所又は幼保連携型認定こども園の認可を受けている施設をいう。

五十八 機能部分 認定こども園において、認可施設以外の部分をいう。

五十九 資格保有者加算 当該施設等における家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）が保育士資格（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規

定する事業実施区域内にある場合にあつては、児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格及び国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する国家戦略特別区域限定保育士となる資格をいう。

）、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。

六十 家庭的保育補助者加算 当該施設等において、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どもの数に応じて家庭的保育補助者（家庭的保育事業等設備運営基準第二十三条第三項に規定する家庭的保育補助者をいう。）を配置する場合に加算されるものをいう。

六十一 家庭的保育支援加算 当該施設等が家庭的保育支援者（家庭的保育事業の支援に係る市町村長（特別区の区長を含む。）の認定を受け、家庭的保育者若しくは家庭的保育補助者に対し指導及び支援を行う者をいう。）又は連携施設（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。）第四十二条第一項に規定する連携施設をいう。）から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

六十二 障害児保育加算 当該施設等において、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児を受け入れ、

かつ、障害児数に応じた職員を加配する場合に加算されるものをいう。

六十三 削除

六十四 保育士比率向上加算 B型又は小規模型事業所内保育事業B型において、配置基準上求められる保育者数（家庭的保育事業等設備運営基準第三十一条第二項に規定する保育従事者の数をいう。）の四分の三以上の保育士を常に配置する場合に加算されるものをいう。

六十五 連携施設加算 居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育連携施設（特定教育・保育施設等運営基準第四十二条第六項に規定する居宅訪問型保育連携施設をいう。）を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に加算されるものをいう。

六十六 特別地域 次に掲げる地域をいう。

イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

ハ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特

別豪雪地帯

二 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

ヌ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

六十七 特別地域保育体制確保対応加算 当該施設等が特別地域を有する市町村に所在し、かつ当該市町村が、その区域内に居住地を有する小学校就学前子どもに対する教育・保育（法第七条第十項第五号に規定する教育・保育をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提供体制の確保に係る保育所の設置者その他の関係者との協議を行っている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ 市町村が行う当該協議に参画すること。

ロ 当該施設等の利用定員の総数が二十人であり、かつ、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どもの数が十五人以下であること。

ハ 当該施設等が、他の施設等その他の子ども・子育て支援を提供する施設との連携その他の教育・保育の質の確保及び向上並びに地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組を行っていること。

六十八 保育ICT推進加算 当該施設等が次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ 当該施設等における教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な

役割を担う責任者を選任していること。

ロ 教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用していること。

ハ 法第五十八条第一項の規定による報告を適切に行っていること。

（特定教育・保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第二条 法第二十七条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二に規定するものとする。

（特別利用保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第三条 法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二における保育所の表中二号の保育短時間認定区分に規定するもの（当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもにおける基本分単価については、別表第二に定めた額から七千五百円（副食費の徴収が免除されることについて、市町村から教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設等に対する通知がなされた教育・保育給付認定子ども（第六条及び第七条において「副食費徴収免除対象子ども」という。）にあつては、三千円）を減じ

た額）とする。

（特別利用教育に要する費用の額の算定に関する基準）

第四条 法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二における幼稚園の表中一号に規定するものとする。

（特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第五条 法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。ただし、満三歳以上保育認定地域型保育（法第二十九条第一項第一号に規定する満三歳以上保育認定地域型保育をいう。以下この条において同じ。）にあつては、第七条第二号イ（ただし書を除く。）の規定（内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和五年内閣府令第四十三号）第三条第一項に規定する構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所における満三歳以上保育認定地域型保育にあつては、第七条第二号ロ及びハに掲げる区分に応じ、同号ロ（ただし書を除く。）及びハの規定）を準用する。

（特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第六条 法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる事業にあつては、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち副食費徴収免除対象子どもに該当するものについては、算定した額に四千五百円を加えるものとする。

一 家庭的保育事業 別表第三における家庭的保育事業の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げる小規模保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模保育事業Ａ型 別表第三における小規模保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十五、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定

子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額（とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模保育事業B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 小規模保育事業C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げる事業所内保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業A型 別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業B型 別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百

分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の五十、四歳以上児は百分の四十五を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。

四 居宅訪問型保育事業 別表第三における居宅訪問型保育事業の表中三号の保育短時間認定区分に規定するものとする。

（特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第七条 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げる事業

の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる事業にあつては、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち副食費徴収免除対象子ども（当該年度中に満三歳となるものを除く。）に該当するものについては、算定した額に四千五百円を加えるものとする。

一 家庭的保育事業 別表第三における家庭的保育事業の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げる小規模保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模保育事業A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業A

型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模保育事業B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 小規模保育事業C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げる事業所内保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イから

ハまでに掲げるものとする。

イ 小規模型事業所内保育事業Ａ型 別表第三における小規模型事業所内保育事業Ａ型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業Ａ型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模型事業所内保育事業Ｂ型 別表第三における小規模型事業所内保育事業Ｂ型の表中三号の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における

保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模型事業所内保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 保育所型事業所内保育事業 別表第三における保育所型事業所内保育事業の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の五十五、四歳以上児は百分の四十五を別表第三に定めた額に乗じた額）とする。

四 居宅訪問型保育事業 別表第三における居宅訪問型保育事業の表中三号の区分に規定するものとする。
（特例保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第八条 法第三十条第二項第四号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、当該特例保育を行う施設等の所在する地域の実情等に応じて内閣総理大臣が定めるものとする。

（特定教育・保育に要する費用の額の算定に関する経過措置）

第九条 法附則第六条第一項に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の保育所の表に規

定するものとする。

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による

額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

（月の途中における入退所に関する公定価格）

第十三条 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第二十四条第二項に規定する事由（子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第三号に規定する事由を除く。）のあった教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての公定価格は、第二条から前条までの規定による額に、当該月における利用日数を二十（法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。）については、二十五）で除して得た数を乗じて得た額とする。

（端数計算）

第十四条 第一条第十三号、第十五号、第二十一号（第二十二号、第二十四号の二、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合及び配置基準上求められる職員資格を有しない場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）、第二十二号から第二十八号の二まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十六号、第四十七号、

第五十号から第五十一号の二まで、第五十三号から第五十六号まで、第五十九号から第六十二号まで、第六十四号、第六十五号、第六十七号及び第六十八号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

2 第一条第二十一号（第二十四号の二、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）により算出される額については、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

（公定価格の特例）

第十五条 こども家庭庁長官は、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、第一条から前条までの規定にかかわらず、こども家庭審議会（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第六条に規定すること）も家庭審議会をいう。）の意見を聴いた上で、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域

型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等を別に定めることができる。

（地方公共団体が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る費用の額の算定に関する基準）

第十六条 地方公共団体が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る法第二十七条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準、地方公共団体が設置する保育所に係る法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準及び地方公共団体が設置する幼稚園に係る法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第二条から第四条までの規定にかかわらず、当該規定による公定価格の額、地域の実情等を踏まえて当該地方公共団体が定める額とする。

（教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項（同令第五条第二項、第九条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加

算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算、障害児保育加算、特別地域保育体制確保対応加算及び保育ICT推進加算が適用される場合の額を減じた額とする。

附 則

法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十七号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年二月十五日内閣府告示第二十二号）

この告示は、公布の日から施行し、平成三十年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定について適用する。

附 則（令和二年二月二十八日内閣府告示第十九号）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和元年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用（次項において単に「費用」という。）の額の算定について適用する。

2 前項の規定により平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間における費用の額を算定する場合におけるこの告示の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	別表第二及び別表第三	別表第四及び別表第五
第一条第一号	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）による改正前の子ども・子育て支援法
第一条第八号、	教育・保育給付認定子ども	支給認定子ども

第九号、第十二号、第十三号、第二十四号、第二十七号、第三十一号、第五十五号及び第六十号		
第一条第十六号	第二十八号の二	二十八 外部監査費加算 当該施設等において、会計監査人による外部監査を実施した場合に加算されるものをいう。
第一条第二十八号から第二十九号まで	第二十八号	二十八 外部監査費加算 当該施設等において、会計監査人による外部監査を実施した場合に加算されるものをいう。
		二十九 年齢別配置基準 当該施設等の

施設等において、給食を実施する際、副食費の徴収が免除されることについて、市町村から教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設等に対する通知がなされた教育・保育給付認定子どもがいる場合に加算されるものをいう。

二十九 年齢別配置基準 当該施設等の区分に応じて適用される法第三十四条第一項に規定する教育・保育施設の認可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における教育・保育給付認定子どもの年齢及

区分に応じて適用される法第三十四条第一項に規定する教育・保育施設の認可基準、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準等における支給認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。

	び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。	
第一条第六十一号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第八号）による改正前の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
第一条第六十五号	第四十二条第六項	第四十二条第二項
第二条から第四条及び第九条から第十一条	別表第二	別表第四
第三条	当該施設等を利用する教育・保育給付認定	基本分単価については、別表第四に定め

第五 条	
別表第三	定子どものうち、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもにおける基本分単価については、別表第二に定めた額から七千五百円（副食費の徴収が免除されることについて、市町村から教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する施設等に対する通知がなされた教育・保育給付認定子ども（第六条及び第七条において「副食費徴収免除対象子ども」という。）にあつては、三千円）
別表第五	た額から四千五百円を減じた額、ただし、当該施設等を利用する支給認定子どものうち、当該年度中に満三歳となる支給認定子どもにおける基本分単価については、別表第四に定めた額から七千五百円

第六条第二号イ及びロ、第三号イ、ロ及びハ、第七条第一号、第二号、第三号イ及びロ並びに第十三条	教育・保育給付認定子ども	支給認定子ども
第六条第四号から第五号まで	四 居宅訪問型保育事業 別表第三における居宅訪問型保育事業の表中三号の保育短時間認定区分に規定するものとする。 五 第一号から第三号までにおいて、副食費徴収免除対象子どもについては、	四 居宅訪問型保育事業 別表第五における居宅訪問型保育事業の表中三号の保育短時間認定区分に規定するものとする。

第七條	算定した額に四千五百円を加えた額とする。					
	七千五百円			三千円		
	百分の六十			百分の六十五		
	百分の五十五			百分の六十		
	百分の五十			百分の五十五		
第七條第三号ハ	百分の四十			百分の四十五		
第十三條及び第十七條の見出し	教育・保育給付認定保護者			支給認定保護者		
	子ども・子育て支援法施行令			子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第十七号）による改正前の子ども・子育て		
第十三條及び第十七條						

		支援法施行令
第十四条	第二十八号の二	第二十八号
第十七条	第四条第二項（同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。） 副食費徴収免除加算、処遇改善等加算Ⅱ	第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条 処遇改善等加算Ⅱ

附 則（令和二年四月一日内閣府告示第二十七号）

この告示は、令和二年四月一日から施行する。ただし、同日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和三年一月二十九日内閣府告示第七号）

1 この告示は、令和三年二月一日から施行する。

2 改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の規定は、施行日以後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）に要する費用の額の算定について適用し、施行日前の特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日内閣府告示第十四号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、同日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十九号）

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、同日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和四年九月三十日内閣府告示第九十八号）

この告示は、令和四年十月一日から施行する。ただし、同日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和五年二月二十日内閣府告示第十七号）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和四年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用（次項において

単に「費用」という。）の額の算定について適用する。

2 前項の規定により令和四年四月一日から令和四年九月三十日までの間における費用の額を算定する場合におけるこの告示の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	別表第二及び別表第三	第一条第三十五の六号	別表第二
別表第四及び別表第五		三十五の六 処遇改善等加算Ⅲ 当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。	別表第四
第二条から第四条			

第十七条	第十条から第十二条まで	第五条から第七条まで	まで及び第九条から第十一条まで
処遇改善等加算Ⅱ、 処遇改善等加算Ⅲ	千分の七百四十二	別表第三	
処遇改善等加算Ⅱ	千分の七百三十八	別表第五	

附 則（令和五年三月三十一日内閣府告示第二十九号）

この告示は、令和五年四月一日から施行する。ただし、同日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和五年十二月六日こども家庭庁告示第十五号）

この告示は、公布の日から施行し、令和五年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定について、適用する。

附 則（令和六年三月二十九日こども家庭庁告示第九号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、同日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和六年十二月二十七日こども家庭庁告示第十八号）

この告示は、公布の日から施行し、令和六年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定について適用する。

附 則（令和七年四月一日こども家庭庁告示第四号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示の適用の日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

（キャリアパス要件の特例）

第三条 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における処遇改善等加算の算定に係る第一条第

十七号及び第十九号から第二十一号までの規定の適用については、同条第十七号中「当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行った場合に、次の表の」とあるのは「次の表の」と、同条第十九号中「削除」とあるのは「キャリアパス要件分 当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善分から減じる二パーセントの割合をいう。」と、同条第二十号中「基礎分及び賃金改善分」とあるのは「基礎分、賃金改善分及びキャリアパス要件分」と、同条第二十一号中「平均経験年数及び賃金改善」とあるのは「平均経験年数並びに賃金改善及びキャリアアップ」とする。

（冷暖房費加算の特例）

第四条 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。

一 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）

二 二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

三 三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）

四 四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）

五 激変緩和地域（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下この五において「改正法」という。）による改正前の寒冷地手当法別表に規定する四級地に該当する地域であつて、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外のものをいう。）

六 その他地域（前各号に掲げる地域以外の地域をいう。）

附 則（令和七年十二月二十二日こども家庭庁告示第九号）

この告示は、公布の日から施行し、令和七年度における特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定について適用する。

附 則（令和八年四月八日こども家庭庁告示第九号）

（適用期日）

1 この告示は、告示の日から適用する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の規定は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和八年四月以後の場合における特定教育・保育等に要する費用の額の算定について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年三月以前の場合における特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。